# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年9月13日

【会社名】 株式会社リンコーコーポレーション

【英訳名】 RINKO CORPORATION

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市中央区万代五丁目11番30号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社リンコーコーポレーション 東京支社

(東京都千代田区岩本町二丁目1番18号 フォロ・エムビル6階)

### 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第148期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

- 2【訂正事項】
- 3 評価結果に関する事項
- 4 付記事項
- 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_線を付して表示しております。

# 3【評価結果に関する事項】

#### (訂正前)

上記の評価手続きを実施した結果、当事業年度末日時点において、当社並びに連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

#### (訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当ると 判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において当社並びに連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効では ないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である臨港商事株式会社において、平成22年7月に取引先に対する決裁権限を超えた金融支援や滞留債権の入金消込の操作などによる不適切な経理処理が行われていたことが判明いたしました。また、これは同社元社長及び前社長の独断により行われ、当社にこれらの実態や回収可能性に対する報告義務を怠るだけでなく、事実を隠蔽するため意図的に滞留債権の発生を遅延させるべく不適切な経理処理が行われておりました。

なお、これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに平成18年3月期から平成22年3月期までの有価証券報告書、 半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

臨港商事株式会社における取引先への金融支援及び不適切な経理処理が実行され発見が遅れたのは、同社元社長及び前社長の主導により、営業担当者と経理担当者が共謀して行われたことによるものですが、同社の全社的内部統制において、経営者のコンプライアンス意識の希薄さ及び取締役会のガバナンスが機能しておらず、同社の統制環境に不備があること、また、決算・財務報告プロセスの貸倒引当金に係る不備並びに債権・手形管理に係る業務プロセスにおいて、主に与信管理・決裁基準の徹底、組織間牽制が十分に機能していなかったこと、併せて当社のグループ全社管理体制において、モニタリングが不十分であったことによるものと認識しております。

# 4【付記事項】

(訂正前)

該当事項はありません。

## (訂正後)

評価結果に関する事項に記載した不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。 当社としては、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥に至った原因分析及び問題点の抽出結果に基づき、以下の 是正措置・再発防止策を骨子として具体策の策定・実行に着手しており、外部調査委員会の提言を踏まえて、平成 23年3月期中に重要な欠陥の是正を完了する予定であります。

- 1 管理体制の強化
- (1) 当社の連結子会社管理体制
  - \_\_\_\_危機管理体制の強化
  - \_\_\_連結子会社役員人事の当社支配の強化
  - 当社内部統制グループの監査機能の強化
  - 連結子会社経理に関する定期的なチェック体制の整備
  - 社内融資制度MCSの運用の厳格化
- (2)連結子会社の内部統制機能(監視体制)の強化
  - 取締役会の見直し
  - 連結子会社 , 管理職の人事交換
  - 連結子会社に対する内部通報制度の周知徹底
  - \_\_\_当社ITシステムの導入
- 2 全社的な法令遵守意識(倫理規範意識)の涵養
- (1)全社的な法令遵守教育の実施
  - 当社及び連結子会社役員並びに従業員に対するコンプライアンス教育研修
  - 当社及び連結子会社役員並びに従業員に対する経理教育の実施,経理規則の再周知